士別市

平成 31 年4月1日施行北海 道士別市

概要版



条 例 前 文 たばこの煙は、たばこを吸う人だけでなく吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼし、さまざまな疾病の原因となることが明らかとなっており、国においては健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に受動喫煙の防止を疾病予防の重要な課題として位置づけるとともに、16 年 6 月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(平成17 年 2 月発効)を批准し、国際的な受動喫煙防止の取り組みに参画しています。

士別市においても、これまで喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響について、士別市健康長寿推進計画に基づき普及啓発などの取り組みを進めていますが、よりいっそうの対策が求められています。

また、士別市は夏の冷涼でさわやかな気候や冬の雪と寒さなどの豊かな自然環境のもと、 合宿・自動車等の試験研究・観光・レジャーなどを活かした交流人口を増やす取り組みを 進めており、市民はもとより本市を訪れるすべての人が受動喫煙を被ることなく、安全・ 安心に日常生活を送ることができる環境づくりが必要です。

そこで、市・市民・事業者・教育機関・関係団体が協働して受動喫煙の防止対策に取り 組むことを決意し、この条例を制定します。

発行: 士別市保健福祉部健康長寿推進室(保健福祉センター) http://www.city.shibetsu.lg.jp

住所: 〒095-0048 士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 電話: (0165) 22-2400 FAX: (0165) 22-2460

受動喫煙とは?





受動喫煙とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸わされることをいいます。

たばこの煙には、ニコチンやタール、一酸化炭素など 200 種類以上の有害物質が含まれており、 その内の 60 種類以上が発がん物質であるといわれています。

たばこの煙には、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」と、火のついた たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があり、主流煙より副流煙のほうが 有害物質の含有量が数倍から数十倍高いことが分かっています。

2016年の厚生労働省の検討委員会では、受動喫煙により脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群 (SIDS)などの危険性が「確実」に高まるとの報告がされています。

条例の目的は?



健康への悪影響が明らかである受動喫煙を防止するため、市の責務と市民・事業者・教育機関・ 関係団体の役割を明らかにするとともに、禁煙環境の整備や受動喫煙の防止に必要な措置を取るこ とで、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的としています。

Q1 条例は、喫煙を規制するものですか?また、罰則はあるのですか?

A1 条例は、受動喫煙の防止をめざしたもので、喫煙を規制するものでは ありません。また、罰則もありません。条例に基づく受動喫煙対策を進 めることで、たばこを吸う人と吸わない人がお互いを尊重し共生するま ちづくりを進めます。





Q2 国の「健康増進法」とどう違うのですか?

A2 国は、受動喫煙対策の強化などを目的に、平成 30 年7月 18 日に健康増進法の一部を改正しました。本条例は、国の法律を踏まえたうえで、未成年者や妊婦、病気の方など特に受動喫煙の影響が大きい方たちの利用が主である学校や医療機関、児童福祉施設における敷地内完全禁煙をはじめ、学校周辺などの屋外における禁煙や歩きたばこの禁止についても明記し、本市独自の受動喫煙のないまちづくりをめざしています。

受動喫煙対策とは?



たばこのけむりは 吸いた<ないよ♪

条例では、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

	種類	内容	効果
	敷地内完全禁煙	建物内及び敷地内全域を禁煙とし、屋外喫煙施設も設置しない	
禁	敷地内禁煙	建物内及び敷地内全域を禁煙とするが、敷地内に設置した屋外	
煙		喫煙施設でのみ喫煙を認める	
	屋内禁煙	建物内を禁煙とし、屋外敷地内での喫煙は認める	
	完全分煙	屋内に喫煙のための部屋を設け、喫煙場所から非喫煙場所にた	
分	一 元王刀)程 	ばこの煙が流れ出ないようにする	
煙	不完全分煙	屋内に仕切り等による喫煙のためのコーナーを設置し、換気扇	
		等により煙を低減する	

士別市の受動喫煙対策



本市における受動喫煙対策は次のとおりです。

ただし、施設の実情に応じて、直ちに対応することが難しい場合は、国の健康増進法に基づく規制がスタートするまでに受動喫煙の防止対策措置を行うこととします。

未成年者や妊婦、病気の方などが 多く利用する施設

保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・児童館・病院・(歯科) 診療所など

敷地内完全禁煙



市が設置・管理する施設

市役所・出張所・文化センター・図書 館・体育館・集会所など

敷地内禁煙又は屋内禁煙



多くの人が利用する施設

銀行・郵便局・事業所・百貨店・マーケット・その他のサービス業(理美容院・小売店・老人福祉施設)など

敷地内禁煙もしくは 屋内禁煙又は分煙



子どもをはじめとする多くの人が 利用する公共的な場所(屋外)

保育所や幼稚園、学校などに隣接する 道路や広場・公園など



※飲食店や喫茶店、パチンコ店などについては条例の適用外ですが、2020年4月1日までに国の健康増進法に基づく受動喫煙の防止対策を講じる必要があります。









市民の皆さまへ

喫煙は灰皿の ある場所で!

受動喫煙のないまちづくりを進めるため、市民の皆さまには、喫煙や受動喫煙が 及ぼす健康への悪影響についての理解を深めていただきますとともに、受動喫煙の 防止に関する措置や対策に積極的にご協力いただきますようお願いいたします。特に、たばこを吸 われる方については、他の人に受動喫煙をさせることがないよう配慮をお願いします。

歩きたばこは絶対にやめましょう!

歩きたばこは、周りの人に対し受動喫煙の被害を及ぼすだけでなく、接触によって他人の衣類を傷つけたり、場合によっては身体にやけどを負わせる恐れもある非常に危険な行為です。

特に、大人がたばこを持つ手の位置は、小さな子どもの顔付近にあたるため、大怪我につながりかねません。

喫煙者と非喫煙者が共生できるまちづくりのため、歩行中や自転車を運転しながらの喫煙は絶対にやめましょう!



事業者の皆さまへ



事業者の皆さまには、従業員の方たちが受動喫煙による健康被害を受けることがないよう職場環境の整備について取り組みをお願いします。

労働安全衛生法でも、快適な職場環境を形成する事業主の努力義務として、「空気環境における必要な措置として喫煙対策を講ずること」とされており、"受動喫煙の無い職場の実現"に向けて敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施が望まれますが、直ちに対策を取ることが困難な場合は、当面、完全分煙等の受動喫煙防止対策に努め、将来的には敷地内禁煙又は屋内禁煙とすることが望まれます。

受動喫煙防止対策を考える中小企業事業主の皆さまへ

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む旅館、料理店または飲食店を営む中小企業を支援するため、喫煙室の設置費、設備費、備品費、機械装置費などの一部を助成する「受動喫煙防止対策助成金」を実施しています。助成金の詳しい内容についてお知りになりたい場合は、厚生労働省のホームページをご覧頂くか、北海道労働局へお問合せください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html 北海道労働局電話番号 (011)-709-2311

保護者の皆さまへ

たばこによるがんなどの発症や死亡のリスクについては、年齢が若いほど高まる ことがわかっています。このため、未成年者に対しては家庭を含め社会が一体となって、喫煙及び受動喫煙の正しい知識を伝えて行くことが重要です。また、未成年者が喫煙室などに立ち入らないよう保護者として配慮していただきますようお願いします。